

○久留米市北野複合施設条例

(目的及び設置)

第1条 市民の健康づくり及び保健の向上に関する施策の推進並びに市民の主体的な健康づくりを支援するとともに、教育及び文化の発展に寄与するため、久留米市北野複合施設(以下「複合施設」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 複合施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 久留米市北野複合施設

位置 久留米市北野町中3253番地

(施設)

第3条 複合施設は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 久留米市北野保健センター
- (2) 久留米市立図書館条例(昭和53年久留米市条例第40号。以下「図書館条例」という。)別表に規定する久留米市立北野図書館

2 久留米市北野保健センター(以下「保健センター」という。)に次の施設を置く。

- (1) 研修室
- (2) 調理実習室
- (3) 会議室
- (4) 多目的ルーム
- (5) トレーニングルーム
- (6) ウォーキングプール

(平26条例23・一部改正)

(事業)

第4条 複合施設は、図書館条例に定めるもののほか、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 保健事業に関すること。
- (2) 市民の健康づくりの支援に関すること。
- (3) その他市民の健康の保持及び増進に関すること。

(平26条例23・一部改正)

(職員)

第5条 図書館条例第4条に定めるもののほか、複合施設に施設長その他必要な職員を置くことができる。

(平26条例23・一部改正)

(指定管理者による管理)

第6条 市長は、複合施設(久留米市立北野図書館(以下「図書館」という。))の部分を除く。第8条及び第9条において同じ。)の管理を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。

(平26条例23・追加)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第7条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 第3条第2項各号に規定する施設(以下「保健センターの施設」という。)の使用の許可等に関する業務
- (2) 保健センターの施設の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)の收受等に関する業務
- (3) 第4条第2号及び第3号に規定する事業に関する業務
- (4) 複合施設の維持管理に関する業務
- (5) その他市長が定める業務

(平26条例23・追加)

(開館時間)

第8条 複合施設の開館時間は、午前9時から午後9時まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。))については、午前10時から午後6時まで)とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、当該開館時間を変更することができる。

(平26条例23・追加)

(休館日)

第9条 複合施設の休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 月曜日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、当該休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(平26条例23・追加)

(行為の禁止)

第10条 複合施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 火災、爆発その他の危険を生ずるおそれのある行為
- (2) 複合施設の施設（その附属設備を含む。以下同じ。）を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれのある行為
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為
- (4) 営利を目的として使用する行為
- (5) 前各号に掲げるもののほか、複合施設の管理上支障を及ぼすおそれがあるとして市長、教育委員会又は指定管理者が特に禁止する行為

(平26条例23・旧第6条繰下・一部改正)

(使用等の許可)

第11条 保健センターの施設を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可（変更の許可を含む。以下「使用等の許可」という。）をするときは、管理上必要な範囲内において条件を付することができる。

(平26条例23・旧第7条繰下・一部改正)

(使用等の不許可)

第12条 指定管理者は、使用等の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可をしてはならない。

- (1) 第10条各号に規定するいずれかの行為を行うおそれがあるとき。
- (2) 集団的又は常習的に暴力的不当行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (3) その他保健センターの管理上支障があると認められるとき。

(平26条例23・旧第8条繰下・一部改正)

(使用等の許可の取消し等)

第13条 指定管理者は、使用等の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用の中止を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は使用等の許可に付した条件に違反したとき。
- (2) 前条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段により使用等の許可を受けたとき。
- (4) その他指定管理者が特に必要と認めたとき。

(平26条例23・旧第9条繰下・一部改正)

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、保健センターの施設の使用を終了したとき、又は使用の中止を命ぜられたとき、若しくは使用の許可を取り消されたときは、直ちに当該施設を原状に回復しなければならない。

(平26条例23・旧第10条繰下・一部改正)

(目的外使用及び譲渡等の禁止)

第15条 使用者は、保健センターの施設を許可された目的以外に使用し、又は使用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(平26条例23・旧第11条繰下・一部改正)

(利用料金)

第16条 使用者は、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。

2 前項の利用料金は、前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認める場合は、この限りでない。

3 利用料金の額は、別表第1及び別表第2に規定する額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

(平26条例23・追加)

(利用料金の収入)

第17条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

(平26条例23・追加)

(利用料金の減免)

第18条 指定管理者は、第16条第1項の規定にかかわらず、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(平26条例23・追加)

(利用料金の返還)

第19条 既納の利用料金は返還しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長が定める

基準に従い、その全部又は一部を返還することができる。

(平26条例23・追加)

(入館の制限)

第20条 市長、教育委員会又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、複合施設への入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれのある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる行為をし、又はこれらに該当する物品、動物等を携行する者
- (3) 物品販売、宣伝その他これらに類似する営利行為を行う者
- (4) 管理上必要な指示に従わない者

(平26条例23・旧第14条繰下・一部改正)

(損害賠償)

第21条 使用者は、複合施設の施設を毀損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(平26条例23・旧第15条繰下・一部改正)

(委任)

第22条 この条例(図書館に係る部分を除く。)の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(平26条例23・旧第16条繰下・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成22年規則第33号で平成22年4月27日から施行)

附 則 (平成26年3月27日条例第19号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(久留米市北野複合施設条例の一部改正に伴う経過措置)

- 9 この条例の施行の際現に第9条の規定による改正前の久留米市北野複合施設条例の規定による許可を受けている者に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成 26 年 6 月 30 日条例第 23 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行日前に改正前の久留米市北野複合施設条例（以下「旧条例」という。）の規定により市長がした許可その他の行為は、この条例による改正後の久留米市北野複合施設条例（以下「新条例」という。）の相当規定に基づいて、指定管理者がした許可その他の行為とみなす。

3 この条例の施行の際現に旧条例の規定により市長に対してされている申請その他の行為は、新条例の相当規定により指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日条例第 21 号）

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 16 条関係）

（平 26 条例 19・平 26 条例 23・一部改正）

一般諸室利用料金

区分		単位	利用料金
研修室		1 時間	200 円
調理実習室		1 時間	300 円
会議室		1 時間	300 円
多目的ルーム	片面	1 時間	200 円
	全面	1 時間	410 円
冷暖房設備及び附属設備		市長が規則で定める額	

備考

- 1 利用料金には、消費税等額を含む。
- 2 利用時間は、準備、後片付け及び原状回復に要する時間を含む。
- 3 利用時間が 1 時間未満のときは、1 時間とする。
- 4 各室は、予約制とする。

別表第 2（第 16 条関係）

（平 26 条例 23・平 28 条例 21・一部改正）

運動施設利用料金

区分	単位	利用料金
----	----	------

トレーニングルーム	1人2時間につき	200円
ウォーキングプール	1人2時間につき	200円
回数券	2時間分の使用券11枚	2,000円

備考

- 1 利用料金には、消費税等額を含む。
- 2 トレーニングルーム及びウォーキングプールは、16歳未満の者で、中学校を卒業していないもの又は中学校に準ずる課程を修了していないものの使用を禁止する。
- 3 回数券は、トレーニングルーム及びウォーキングプール兼用とする。